

議案第 44 号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 5 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

桐生市都市計画税条例(平成10年桐生市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条を次のように改める。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

第2条 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 44 号 桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、課税標準の特例について、所要の改正を行おうとするものです。